

○ 二松学舎大学学位規則

(昭和42年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。)、本学学則及び本学大学院学則に基づき、本学において授与する学位の種類、論文審査の方法、試験及び学力確認の方法その他学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

- 博士(文学)
- 博士(日本漢学)
- 修士(文学)
- 修士(日本漢学)
- 修士(国際政治経済学)
- 学士(文学)
- 学士(国際政治経済学)

(博士の学位授与の要件)

第3条 博士の学位は、本学大学院学則に定めるところにより、博士課程を修了した者に授与する。

- 2 博士の学位は、前項に規定するもののほか、本学大学院学則第19条により学位論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を経た者と同等以上の学力があることが確認(以下、「学力の確認」という。)された者に授与することができる。
- 3 前条に規定する博士の学位については、原則として「博士(文学)」を授与するものとする。ただし、文学研究科が別に定める履修規程の要件を満たした場合に限り、「博士(文学)」に代えて「博士(日本漢学)」を授与できるものとする。
- 4 本学大学院に所定の年限以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けて退学した者が、再入学せずに退学後2年以内に博士の学位を申請し、本学大学院の行う学位論文の審査に合格した場合は、第1項に該当するものとして博士の学位を授与することができる。ただしこの場合、申請者は退学の翌年度から博士の学位申請までの期間について研究生として本学大学院に在籍し、原則として在籍時の指導教員から研究指導を受けなければならない。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

- 2 前条に規定する学位のうち、文学研究科の博士前期

課程において授与する学位については、原則として「修士(文学)」とするものとする。ただし、文学研究科が別に定める履修規程の要件を満たした場合に限り、「修士(文学)」に代えて「修士(日本漢学)」を授与できるものとする。

(学士の学位授与の要件)

第4条の2 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

(学位授与の申請)

第5条 第3条第1項の規定による者の学位授与の申請については、別に定める。

- 2 第3条第2項及び第4項の規定により博士の学位を申請する者は、別に定める学位授与申請書に学位論文(参考論文のあるときは、当該論文を添付すること。)、学位論文の要旨、履歴書及び審査料を添えて提出するものとする。
- 3 前項の規定により提出した論文及び審査料は、学位の申請を受理した後は返還しない。
- 4 第4条の規定により修士の学位を申請する者は、在学期間中の定められた期日までに所定の手続きを行い、学位論文を提出するものとする。
- 5 前項の場合において、本学大学院学則第15条の規定により、当該課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究成果の提出をもって、学位論文に代えることができる。

(論文の審査)

第6条 学位論文(学士の学位に関するものを除く。以下同じ。)の審査及び試験又は学力の確認は、研究科委員会が行う。

- 2 研究科委員会は、論文の審査及び試験又は学力の確認を行うため、当該専攻の教員及び関連する科目担当の教員のうちから3名(修士課程及び博士前期課程にあっては2名)以上の審査員を選出し、審査に当たらせるものとする。
- 3 前項の審査員には、本学名誉教授、客員教授のほか、特に必要を認めるときは、他大学等の教員等を、加えることができる。
- 4 研究科委員会は、学位論文の審査のため必要があるときは、申請者に対し、当該論文の副本その他の提出を求めることがある。

(試験及び学力の確認)

第7条 博士の学位論文審査員は、論文の審査と同時に、試験及び学力の確認を行う。

- 2 試験は学位論文を中心とした関連専門分野に関して口述または筆記により行う。
- 3 第3条第2項の規定により博士の学位を申請する者

に対する学力の確認は、学位論文を中心とした関連専門分野及び外国語について、口述または筆記による試問により行い、外国語については原則として二カ国語を課する。

(学力の確認の特例)

第8条 次の各号に該当する場合は、前条第2項に規定する学力の確認のための試問の全部、又は一部を免除することができる。

(1) 研究科委員会において申請者の業績・経歴等により学力の確認を行い得ると認めた場合

(2) 本学大学院の博士課程において所定の年限在学して所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた者が、第5条第2項によって学位論文を提出した場合(審査期間)

第9条 博士の学位論文の審査は、当該論文を受理してから、原則として1年以内に終了するものとする。

2 修士の学位論文は、申請者の在学期間中に審査を終了するものとする。

(審査員の報告)

第10条 博士の学位論文審査員は、学位論文の審査及び試験、又は学力の確認が終了したときは、論文内容の要旨、論文の審査及び試験、又は学力の確認の結果の要旨を研究科委員会に報告するものとする。

2 修士の学位論文審査員は、論文審査の結果を研究科委員会に報告するものとする。

(課程の修了及び論文審査の議決)

第11条 研究科委員会は、審査員の報告に基づき、第3条第1項の規定によるものについては、論文の可否及び本学大学院学則の定めるところにより、課程の修了の可否、同条第2項によるものについては、その論文の可否、第4条の規定によるものについては、論文の可否及び課程修了の可否を議決する。

2 前項の議決は、出席委員3分の2以上の賛成を必要とする。

3 前項の研究科委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(学位記の交付)

第12条 学長は前条の議決に基づき、博士及び修士の学位記を授与するものとする。

(学位論文の保存)

第13条 本学において博士の学位を授与したときは、学位簿に登録するとともに、当該学位論文を附属図書館に収蔵するものとする。

(論文要旨等の公表)

第14条 本学において博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、その論文

の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第15条 博士の学位の授与を受けた者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定により公表する場合には、「二松学舎大学審査学位論文」又は「二松学舎大学審査学位論文要旨」と明記しなければならない。

(学位の名称の使用)

第16条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、「二松学舎大学博士(文学)」「二松学舎大学博士(日本漢学)」「二松学舎大学修士(文学)」「二松学舎大学修士(日本漢学)」「二松学舎大学修士(国際政治経済学)」「二松学舎大学学士(文学)」「二松学舎大学学士(国際政治経済学)」(又は「博士(文学・二松学舎大学)」「博士(日本漢学・二松学舎大学)」「修士(文学・二松学舎大学)」「修士(日本漢学・二松学舎大学)」「修士(国際政治経済学・二松学舎大学)」「学士(文学・二松学舎大学)」「学士(国際政治経済学・二松学舎大学)」のように本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第17条 博士及び修士の学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消すことができる。

2 前項の議決については第11条の議決と同様の手続きにより行うものとする。

(学位記の再交付)

第18条 学位記の再交付を受けようとするときは、その事由を記し、所定の手数料(1万円)を添えて学長に願い出なければならない。

2 願い出ができる場合は、学位記の原本により学位の

証明が必要な場合もしくは各種証明書で代えることができない場合に限る。

3 再交付する学位記は直近の書式の上部に「再交付」と記載し、再交付時の学長、研究科長又は学部長名等で発行する。

4 発行日は、申請者が修了もしくは卒業した年度の修了又は卒業月の末日とする。

(学位授与の報告)

第19条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は省令の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位記の様式)

第20条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

(準用規定)

第21条 第11条、第12条及び第17条の規定は、学士の学位について準用する。この場合において、「研究科委員会」とあるのは、「教授会」と、第11条第2項及び第3項中「3分の2以上」とあるのは、「過半数」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

2 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

3 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

(平成3年12月17日)

附 則 (平成6年11月22日)

この規則は、平成6年11月22日から施行する。

附 則 (平成9年7月22日)

この規則は、平成9年7月22日から施行する。

附 則 (平成12年1月25日)

この規則は、平成12年1月25日から施行する。

附 則 (平成13年3月21日)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年10月30日)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月18日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月23日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月17日)

この規則は、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月28日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条第3項、第4条第2項及び第16条については平成29年度入学者（再入学者を含む）から適用し、

現に在学する者については従前の規程による。

附 則 (2024年3月12日)

この規則は、2024年4月1日から施行する。

附 則 (2024年10月15日)

この規則は、2025年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条第1項による場合)

甲第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日生 本学大学院文学研究科〇〇学専攻 の博士課程において所定の単位を 修得し学位論文の審査及び最終試 験に合格したことを認める 二松學舎大学大学院 文 学 研 究 科 長 印 研究科長の認定により博士(文学) の学位を授与する 年 月 日 二 松 學 舎 大 学 長 印
--

別表第2 (第3条第2項による場合)

乙第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日生 本大学に学位論文を提出しその 審査および試験に合格し、かつ 所定の学力を有するものと認める 二松學舎大学大学院 文 学 研 究 科 長 印 研究科長の認定により博士(文学) の学位を授与する 年 月 日 二 松 學 舎 大 学 長 印
--

別表第3（第4条による場合）

第 号
学 位 記
氏 名
年 月 日生
本学大学院〇〇研究科〇〇学専攻 の〇〇課程において所定の単位を 修得し学位論文の審査及び最終試 験に合格したことを認める
二松學舎大学大学院 〇 〇 研 究 科 長
印
研究科長の認定により修士(〇〇) の学位を授与する
年 月 日
二松學舎大学長
印

別表第4（第4条の2による場合）

第 号
卒業証書 学位記
氏 名
年 月 日生
本学〇〇学部〇〇学科の 課程を修めて本学を卒業した ことを認め、学士(〇〇)の 学位を授与する
年 月 日
二松學舎大学 〇 〇 学 部 長
印
二松學舎大学長
印